

令和５年 第１０回

教育委員会定例会会議録

とき 令和５年７月２５日

品川区教育委員会

令和5年第10回教育委員会定例会

日 時 令和5年7月25日(火) 開会：午後2時15分
閉会：午後2時46分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 伊崎 みゆき
教育長職務代理者 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎
委 員 吉村 潔

出席理事者 教 育 次 長 米田 博
庶 務 課 長 宮尾 裕介
学 務 課 長 柏木 通
指 導 課 長 中谷 愛
教育総合支援センター長 丸谷 大輔
特別支援教育担当課長 唐澤 好彦
品川図書館長 吉田 義信
学校施設担当課長 森 雄治
統括指導主事 升屋 友和
統括指導主事 齊藤 隆光

事務局職員 庶 務 係 長 菅野 祐輝
書 記 藤沼 真也子
書 記 田島 希望

傍 聴 人 数 14名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を
非公開とした。

次第

- 報告事項 1 令和6年度品川区立学校特別支援学級使用教科用図書について
- 第51号議案 令和6年度品川区立学校使用教科用図書の採択について
- 第52号議案 事務局職員の人事異動について
- 第53号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について
- 第54号議案 臨時的任用職員の任免等について（固有教員）
- 第55号議案 事務局職員の任免等について（退職）
- 第56号議案 事務局職員の人事異動について
- 報告事項 2 事務局職員の任免等について（休職）
- 報告事項 3 教職員の任免等について（休職）
- 報告事項 4 事務局職員の任免等について（休職）

令和5年第10回教育委員会 定例会

令和5年7月25日

【教育長】 ただいまから、令和5年第10回教育委員会定例会を開会いたします。

署名委員に富尾教育長職務代理者、海沼委員を指名します。よろしくお願いいたします。

本日は、傍聴の方がおられますのでお知らせします。

続いて、会議の持ち方についてですが、日程第2、第52号議案、事務局職員の人事異動について、日程第2、第54号議案、臨時的任用職員の任免等について（固有教員）、日程第2、第55号議案、事務局職員の任免等について（退職）、日程第2、第56号議案、事務局職員の人事異動について、日程第3、報告事項2、事務局職員の任免等について（休職）、日程第3、報告事項3、教職員の任免等について（休職）、日程第3、報告事項4、事務局職員の任免等について（休職）、本件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則14条の規定に基づき、非公開の会議といたしますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件については、全ての日程の終了後に審議いたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、報告事項1、令和6年度品川区立学校特別支援学級使用教科用図書について。

説明に入る前に、本件につきましては、吉村委員は他の業務との関係で審議に参加することができませんので、一旦、御退室いただきます。

（吉村委員退室）

【教育長】 では、説明をお願いします。

特別支援教育担当課長。

【特別支援教育担当課長】 表題の件につきまして、過日、選定委員会を実施いたしました。内容については、統括指導主事より説明いたします。

【教育長】 統括指導主事。

【統括指導主事】 令和6年度特別支援学級使用教科用図書採択について御報告いたします。

令和6年度品川区立学校使用教科用図書に関する要領では、特別支援学級用教科書は、原則として当該採択地区の小中学校及び義務教育学校の通常の学級で使用する教科書と同じ教科書を使用するものとしています。しかし、附則第9条、図書については、児童生徒の実態に応じて、特別の教育課程を編成した場合、または当該学年で使用する教科書が適当でない場合、毎年度採択替えを行うことができるとされております。

この要領にのっとり、附則第9条、図書について調査することを目的とし、関係学校には、新規選定希望表を6月9日金曜日までに教育総合支援センターへ提出していただくようお願いしておりましたが、新規図書の希望はございませんでした。

これを受けて、6月19日月曜日の選定委員会で、従来から本区が認めている図書に新たに加える図書がないことを確認いたしましたので報告いたします。

以上です。

【教育長】 報告が終わりました。質疑はございますか。よろしいでしょうか。

では、令和6年度品川区立学校特別支援学級使用教科用図書についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、第51号議案、令和6年度品川区立学校使用教科用図書の採択について。

説明に入る前に、本件につきましても、吉村委員は他業務との関係で審議に参加することができませんので、このまま進行いたします。

それでは、令和6年度品川区立学校使用教科用図書について、本採択の審議を行います
が、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、審議を行うことといたします。

それでは、説明をお願いします。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 令和6年度品川区立学校使用教科用図書の採択について、
資料1を御用意ください。

前回までの仮採択では、社名を伏せ、記号で御審議いただきましたが、今回は出版社名
を一覧にしております。

資料をおめくりください。令和6年度品川区立学校使用教科用図書の採択について。令
和6年度品川区立学校使用教科用図書については、次のとおりとします。

1、小学校・義務教育学校（前期課程）。国語、光村図書。書写、光村図書。社会、東京
書籍。地図、帝国書院。算数、学校図書。理科、学校図書。生活、光村図書。音楽、教育
芸術社。図画工作、日本文教出版。家庭科、東京書籍。保健、東京書籍。英語、東京書籍。
特別の教科 道徳、東京書籍。

2、その他。中学校・義務教育学校（後期課程）及び特別支援学級につきましては、現
在採択されている教科用図書を引き続き使用いたします。

以上でございます。

【教育長】 採決に当たり、何か質疑はございますか。

では、採決いたしますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 では、採決いたします。

本件は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたしました。

ここで5分間の休憩を挟みます。再開は、こちらの時計で28分をお願いします。

(休 憩)

【教育長】 それでは、日程第2、第53号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医
および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、
説明をお願いします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、第53号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について御説明をいたします。

資料3となります。こちらの条例ですが、この時期に審議いただいております条例の一部改正となります。

資料の説明に入ります前に、学校の学校医でございますが、学校医等の身分は、区の非常勤公務員となります。そのため、学校医等の職務に当たり、事故等があった際は、公務災害、いわゆる労災の適用を受けるために、こちらの条例を制定、適用しているものでございます。

それでは、資料のほうに移りまして、1、改正理由でございます。こちらの制度ですが、国の政令、東京都の条例、品川区の条例において、同一の補償内容で定めております。また、補償内容につきましては、最低賃金の全国加重平均額等を基に、毎年度、国が見直しを行っております。今回、労災保険法の補償額が引き上げられたため、学校医等の災害補償額について、国の政令の一部が改正され、それを受け、東京都が条例を改正しております。本区におきましても、学校医の災害補償の制度の均衡を保つために、同様の条例改正を行うものでございます。

次に、2、主な改正内容については、介護補償の限度額の一部を引き上げるものとなります。具体的には、アからエに書かれており、支給する月額の上上げとなります。

1つ飛びまして、4、施行期日です。公布の日から施行し、本年の4月1日から適用するものとなります。

最後に、3、新旧対照表につきましては、別紙で配付してございますが、変更箇所等を示しておりますので、御参照いただければと思います。

簡単ではございますが、私からの説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。審議はございますか。

では、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について採決をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。

第53号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたしました。

そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

【教育長】 それでは、先ほど決定しましたとおり、非公開の会議を開きますので、傍聴の方は御退室願います。

— 了 —